

労務トラブル、年金相談を特定社会保険労務士の 河原が解決

特定社労士をしながら、さいたま地裁の労働審判員として、多くの労働審判に携わった。(元労働審判員)

河原社会保険労務士事務所 河原 清市

埼玉県比企郡小川町大塚 98-2 TEL&FAX 0493-72-0554

メールアドレス kawahara@kawahara-sr.com ホームページ kawahara-sr.com/

労災事故時の賃金計算

先日、ある銀行主催の労働問題の勉強会で、従業員数 200 人の規模の会社の総務部長を紹介されました。今年の 2 月に従業員 A が労災事故にあい、現在入院しているということでした。

その 2 月の給与明細表と必要事項を教えてくださいました。

労災事故日 2021年2月8日(月)所定労働時間に起こった。

賃金支払い日数 6日(1,2,3,4,5,8日) $12,000 \text{円} \times 6 \text{日} = 72,000 \text{円}$

年次有給休暇 3日(2月9日、10日、11日) $12,000 \text{円} \times 3 \text{日} = 36,000 \text{円}$

通勤手当 5,000円、早出 10,000円

課税支給額 118,000円 非課税支給額 5,000円 支給合計 123,000円

控除額 健康保険 15,696円 雇用保険 369円 合計 16,065円

課税対象額 $118,000 \text{円} - 16,065 \text{円} = 101,935 \text{円}$

101,935円を 甲欄で見ると、所得税は 830円(甲欄 101,000円以上から 103,000円未満まで)

控除合計額は、16,895円(社会労働保険 16,065円 + 所得税 830円)

$123,000 \text{円} - 16,895 \text{円} = 106,105 \text{円}$

労働者に年齢は 74 歳(厚生年金の保険料は必要ない。)

従業員 A は、1年契約の社員です。日給 12,000円(埼玉県の最低賃金は時給 928円)

	1日 月	2日 火	3日 水	4日 木	5日 金	6日 土
	勤務	勤務	勤務	勤務	勤務	休み
7日 日	8日 月	9日 火	10日 水	11日 木	12日 金	13日 土
休み	勤務	有給	有給	有給	労災	労災
14日 日	15日 月	16日 火	17日 水	18日 木	19日 金	20日 土
労災						

以上が基礎データです。

ここで、このデータには何点か間違いがあります。それらを訂正して、被災労働者とその家族に対して、法律に基づいて誠意ある対応をすることが今後のトラブルの回避となりますのでしっかりと理解してください。

- ① 労災法 第14条 休業補償給付は、労働者が業務上の負傷又は疾病による療養のため労働することができないために賃金を受けない日の第4日目から支給するものとし、その額は、1日につき給付基礎日額の100分の60に相当する額とする。

② 昭和 27 年 基収 第 3208 号 所定労働時間内の負傷当日は、休業日数に算入する。

③ 労基法 第 76 条

労働者が前条の規定による療養のため、労働することができないために賃金を受けない場合においては、使用者は、労働者の療養中平均賃金の 100 分の 60 の休業補償を行わなければならない。この条文の金額は、最低額であります。

そこで、事業主としては、平均賃金を支払ったほうがよいと思います。その後のトラブルの回避とつながります。

④ 労基法 施行規則 38 条

労働者が業務上負傷し又は疾病にかかったため、所定労働時間の一部分のみ労働した場合においては、使用者は、平均賃金と当該労働に対して支払われる賃金との差額の 100 分の 60 の額を休業補償として支払わなければならない。

今回 2 月 8 日においては、賃金 12,000 円 (>労働者 A の平均賃金 11,000 円) の支給がありますので、

事業主側は、休業補償を兼ねていたとみなせます。

⑤ 8,9,10 だけの労働者の収入は

2/8	2/9	10	11	12	28
月	火	水	木	金	日
①	②	③	←————→		
賃金	←————→		18 日分給付基礎日額と特別支給金		
	2 日分の平均賃金				

$$12,000 \text{ 円} + 11,000 \text{ 円} \times 2 \text{ 日分} = 12,000 + 22,000 \text{ 円} = 34,000 \text{ 円}$$

⑥ 結論は、2 月 1,2,3,4,5,8 と 9,10 日について 労働者に支払うべき金額は、

賃金 12,000 円 \times 6 日 = 7 万 2,000 円

休業補償 11,000 円 \times 2 日 = 2 万 2,000 円 (所得税法第 9 条により非課税)

通勤手当 5,000 円 早出 1 万円

課税支給額	非課税支給額	総額
-------	--------	----

82,000 円	2 万 7,000 円	10 万 9,000 円
----------	-------------	--------------

控除 健康保険 15,696 円

雇用保険 $10 \text{ 万 } 9,000 \text{ 円} \times \frac{3}{1000} = 327 \text{ 円}$ 控除額 16,023 円

8 万 2,000 円 $-$ 1 万 6,023 円 = 6 万 5,977 円

6 万 5,977 円について、所得税は、甲欄より 0 円

給料は 6 万 5,977 円 $+$ 2 万 7,000 円 = 9 万 2,977 円

当初被災労働者に支給した額 106,105 円 $-$ 訂正された支給額 92,977 円 = 1 万 3,128 円

労働者に、返金しなければならない。

最後に、

被災労働者に対して、2 月 11 日以降賃金が支払われないので、雇用保険料は、ずっと 0 円になります。健康保険料は、労災から療養補償給付が支払われていても(現物支給)、4 月、5 月、6 月からその年の 9 月以降の保険料を算出します。平均賃金額が 0 円になって、保険者算定になり保険料は今と変わりはありません。以上のことも被災労働者とその家族に連絡をしたほうがよいと思います。